

令和7年
4月1日
から

東京都 カスタマーハラスメント防止条例 が施行されます!



人格を否定する言動



電話等での拘束、
わいせつな言動



長時間の居座り、
つきまとい行為



SNS等で顔や名札を晒す、
名指して中傷

こうした行為は、カスタマーハラスメントに該当する可能性があります!
働く人への意見や要望の伝え方を工夫するなど、
積極的にカスタマーハラスメントの防止に努めましょう。

このほか、就業への身体的・精神的な攻撃、
威圧的言動、土下座の要求、執拗な(継続的な)言動や
差別的・性的言動、就業個人への攻撃や嫌がらせ、
過度な商品交換・金銭補償・謝罪・その他
不可能な行為や抽象的な行為の要求も
カスタマーハラスメントに該当すると考えられます。

対等な立場に立ち、
お互いに尊重し合う持続可能な社会へ

